

力をしておるのでございます。関係各位におかれましては、この上もこの点に御指導御後援を賜れば、ありがたしいあわせに存じます。

はなはだ簡単でございますが、工事進捗状況の概略を以上申し述べました。(拍手)

○坂田委員長 次に、愛知県側より、松尾愛知県総務部長。

○松尾参考人 私がたゞいま御指名をいただきました愛知県の総務部長の松尾でございます。本日は知事が出席いたすべくでございますが、緊急やむを得ない用件がございまして出席できませんので、お許しを頂まして私が代理として出席させていただきます。御説明申し上げたいと存ずる次第でございます。

愛知用水事業は、国会、政府の方々を初め各方面の御指導と御援助、並びに公団担当者、地元関係者の熱意と努力によりまして、夢の用水と言われましたこの世紀の大事業もようやく順調に進行し、いよいよ六月には通水の運びに至りましたことは、まことに感激にたえないところでございます。ことに、当農林水産委員会におかれましては、本事業の当初から数次にわたって現地の御視察をいただきまして、また、国会の御審議を通じて絶えず格段の御高配を賜わり、本事業の進捗のために非常の御尽力をいただきましたことは、まことに感謝の至りでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

愛知県といたしましては、地元県といたしまして、農林省、愛知用水公団と一体となりまして、本事業の遂行上全力を尽くして参った次第であります。

が、直接県が担当いたしました工事といたしましては、農業用水の支線水路を公団の委託事業として行なうとともに、上水道並びに工業用水につきましても、公団から資金の供給を受けて県営事業として実施いたして参つたのでございます。支線の委託工事につきましても、幹線工事の進行に対応して工事の進捗に努めて参りました。また、畑地灌漑のための耕地の整備も順調に進んでおりまして、公団の直轄事業の完工に合わせて県の委託工事も完成できる見通しでございます。一方、上水道、工業用水も順調に工事が進行しておりまして、幹線水路の通水とともに、これに対応して給水を開始いたしますように工事を進めております。

また、かねて御高配を賜わっております愛知用水の受益地域の農業指導につきましても、先般当委員会が現地を御視察の際に御説明申し上げるともに、いろいろ御指導願いましたように、三十四年以来、普及職員、農協の営農指導員等を増員するとともに、畑地灌漑の試験施設の充実をはかつて参り、また、愛知用水地域の農業計画、さらに部落営農計画及び未端の営農計画、こうしたものの各種の営農計画を確立いたしました。さらに、本年に至りましては、新たに総合経営試験地を設置することにいたしまして、各種の施策を講じまして、通水を前にして営農指導の万全を期している次第でございます。

このように、愛知用水事業は、国会の皆様方を初め、各方面の格段の御指導と御援助によりまして、全体といたしましてはきわめて好成绩をもって事業が進捗いたしておるのでござい

す。しかしながら、この間におきましては、補償問題の難航とか、技術者の不足、あるいは経済事情の変動、または伊勢湾台風の襲来等の幾多の難問題が発生して、工事の進行を阻害されたり、あるいは工事費の増大、あるいは当初の土地利用の計画の変更というようなものも事情もあつたわけでございますが、これらの点につきましてもそれぞれ問題を解決しまして、今日の事情に至りましたことをまことに深く感謝している次第でございます。

また、完成後の管理、運営の問題につきましても、県といたしまして、農林省、公団と協力いたしまして、極力善処いたして参りたいと存ずるのでございます。特に、農民負担の問題につきましても、その軽減のために、県におきましてもできる限りのことはいたしたいと存じている次第でございます。

また、今後、産業、文化の発展に対応いたしました、工業用水、上水道用水等の需要が増加して参りますことに対応しましては、木曾川の水資源の高度の開発利用を推進し、愛知用水の施設を高度に活用して、上水道や工業用水の供給を増加して産業の発展をはかることと、あわせて農民負担の軽減をはかるように、各方面の格段の御援助と御協力を賜わりたいと存ずる次第でございます。

今回、愛知用水工事の完成を目前に控えまして、政府におかれましては、公団が建設事業から管理事業に移行するために必要な諸御措置とともに、国営農川農業水利事業を一括これに吸収する方針を立てられまして、そのために必要な愛知用水公団法の一部を改

正する法律案を国会に提出され、本委員会において御審議を願っていることは、地元県といたしましてはまことに感謝にたえないところでございます。豊川用水事業は、愛知用水と並んで愛知県におきます二大開発事業でございまして、今回これが愛知用水事業に包含されますことは、本事業の促進のためにきわめて適切な御措置でありまして、これによって、この地方の多年の願望が実現されるとともに、東三河地方の開発が急速に進むものと存じまして、本法案が一日もすみやかに成立いたしますように、当委員会の格段の御高配をお願いいたしたいと存ずる次第でございます。

以上、簡単にございますが、概要の御説明を申し上げるとともに、委員各位の御厚情に対して深くお礼を申し上げます。次第でございます。(拍手)

○坂田委員長 次に、土地改良区側より、日高愛知用水土地改良区理事長。

○日高参考人 まず最初に、愛知用水工事の促進につきましては、御列席の先生方の格段の御配慮により、予算の裏づけと高度の技術を發揮されまして予定の期間内に完了の運びに至りましたことにつきまして、土地改良区農家を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

当土地改良区といたしましては、皆様の御好意に沿うために、受益につき諸般の準備を進めて参りましたが、その一つは、末端の耕地整備事業でございまして、公団の委託にありまして畑地灌漑工事は、愛知県の手厚い指導のもとにほぼ完了の期に達しております。その二は、施設の管理段階に入りまして、委託を受けることを予想されま

す支線水路等の管理についてでございますが、目下これが着々体制の整備中でございまして、通水を迎えるのに遺憾なきを期して参る次第でございます。せっかく皆様の格別の御好意による御努力をいただきましたが、なおこの上の要望を申し上げるのは礼を失するかと存じますけれども、この際、三のお願いをさせていただきますと思

第一は、末端土地改良事業についてでございますが、畑地灌漑につきましても、一団地二十町歩未満の小団地がございまして、これにつきましてもはほとんどいまだ手がつけられておりません。また、水田につきましても、排水改良、区画整理等、今後の土地改良事業によりまして初めて愛知用水の工事が万全にしかつて大きな効果を發揮するものでありますことは、諸先生のよく御了察いただけることと存ずるのでございますが、願わくばすみやかにこれらの関連工事が施工されますよう、さらにお力添えをお願い申し上げます。

第二は、農家負担の問題でございますが、先生方のお骨折りによりまして、工事費の増大、受益面積の減少にかかわらず、農家の負担の据え置きをいただきましたことは、私どもの厚く感謝をしております。受益農家のお率直に申し上げますと、受益農家の現在の営農の実情より申しまして、据え置かれた負担もなお農家経済には重圧であると感じる多数の農家がございまして、もちろん通水後は県の指導のもとにすみやかに営農を改善いたしまして負担力の増大に全力をい

たす支線水路等の管理についてでございますが、目下これが着々体制の整備中でございまして、通水を迎えるのに遺憾なきを期して参る次第でございます。せっかく皆様の格別の御好意による御努力をいただきましたが、なおこの上の要望を申し上げるのは礼を失するかと存じますけれども、この際、三のお願いをさせていただきますと思

たす所存でございますけれども、その実績をあげますのにはなお相当の歳月を要するものと考えられますので、負担金の支払い方法等につきましてさらに御検討をいただきたいと存じておる次第でございます。

第三は、通水期間の問題でございますが、営農意欲の向上とその実績をあげますことが本用水の成果を左右するものと考えておりました。本用水の計画されました当時といたしましては営農の実態が変わって参っておりまして、ただいまでは、果樹でございますとか、高級蔬菜園芸でございますとか、あるいは畜産、特に酪農等に希望を託する農家がだんだんふえて参っておりまして、これらの農家は通水期間の延長を強く熱望しております。こういう状態でございますので、御賢察をいただきまして、このことにつきましても格段のお取り計らいをお願い申し上げます。

冒頭申し上げましたように、諸先生の御配慮につきましては満腔の感謝をいたしておるものでございますが、最後のお願いといたしましてこうしたことをお願いいたしますのは望外の要望だといふふうにおしかりを受けることを心配いたしました。あえて率直にお願いを申し上げる次第でございます。(拍手)

○坂田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。質疑は午前中で終わりたいと存じますので、御了承願います。

長、それぞれ責任者の方々に御集まりをいただきまして、主として愛知用水事業終了に伴う諸般の問題について御意見を承り、またいろいろ御質疑も申し上げたい、こういうことで参考人の招致をいたしたわけであります。ただ、本日の参考人招致の意味からいまして、公団の場合も県側の場合も土地改良区の場合も、せっかく世紀の大事業を終了するにあたっての最終的な参考人招致でありますから、県側においても万障繰り合わせて知事の出席を仰ぎたいということ強く私は委員部を通じて申し上げておいたのであります。残念ながら愛知県知事の御出席のないのはまことに遺憾でございます。

○角屋委員 本日、愛知用水公団法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、現地側から、愛知用水公団あ

足以来今日まで、愛知用水公団はもちろぬ、県あるいは土地改良区の三位一体の協力体制の中で、途中私どももしばしば現地視察等を行って、昭和三十四年の七月九日の本委員会の閉会中の審査にあたりましては、大体同じようなメンバーにお集まりをいただいた。愛知用水事業のりっぱな仕上げを思ふ余り、いろいろ率直な意見を申し上げたのであります。あるいはそれが知事の欠席という理由の一つになつたかどうか存じませんが、とにかく、それは、われわれの真意は、農林水産関係から見れば、世紀の大事業というこの愛知用水事業をりっぱに、委員会も責任を持って仕上げたいという熱意にはかならなかつたわけであり

この際参考人の方々にそれぞれ御質疑を申し上げたいと思つておりますが、ただ、本日の参考人の招致の点からいまして、公団総裁はともかくといたしまして、県側あるいは土地改良区の方からは、今後の愛知用水事業の仕上げという意味から言つて、やはりざつとばらんに諸般の要望点をお聞きしたかったというふうな率直に思ふのであります。この点は、土地改良区の日高さんの方からは数点にわたつて御意見のあったことはまことに私はけっこうだと思つておる。同時に、県側といいたしましても、その点について御要望があるならば、率直にこういう委員会を通じて御発表願うべき筋合いでなかつたかというふうな私に思ふのであります。

まず愛知用水公団の方にお伺いしたいわけですが、御承知の通り、愛知用水事業は、昭和三十年の十月発

か、こういうことをまずお伺いしたいと思つておる。

○浜口参考人 これは、豊川用水を包合した後のことは私は申し上げる限りは必要があるかどうかというお尋ねでございます。当時、世銀から借りるようになったときは、わが国の外貨が非常に逼迫状態でありましたし、それから、機械も外国の新鋭の機械が全然なかつたところでございますから、外資を導入し、かつまた技術援助も必要だったのでございます。将来は外資導入並びに技術援助は必要じゃない、機械も、多少古くなりましただけでも十分にありますが、技術家もその技術を身につけておられますので、外資によつてこれをまかなう必要はないのじゃないかと、私の経験によつて申し上げます。

○角屋委員 これは技術的な問題でありますから伊藤理事の方にお伺いしたいと思つておる。例のエリック・フロアの技術援助というものを愛知用水事業の推進過程で受けたわけでありまして、そういう技術援助の経験を通じて、わが国の農業土木関係の技術の前進ということには相当の貢献があつたと思うのでありますけれども、特に外国のそういう技術援助を通じての教訓といふ点、あるいは彼此農業土木の対比をした場合に、向こうの学ぶべき点といふ点、そういう学ぶべき点について、これは技術の立場の直接中心になつてやっておられたわけですか、この際エリック・フロアの技術援助を通じての相手の学ぶべき点、あるいはまた農業土木関係に貢献した役割

というふうなものについてお尋ねをいたしたいと思つておる。

○伊藤参考人 実は、角屋先生の方が御専門でいらつしやいますので、私は事務屋でございますので、話は逆になると思つてございまして、しかし、五年間技術屋さんと一緒にやつて参りましたので、そういう点につきまして、数点、御満足がいくかどうかかわかりませんが申し上げたいと存じます。

結論的に申し上げます、私の方の技術の連中は、いずれも、技術援助を受けてよかつたということをお申しております。これはしろうとでございますから恐縮でございますが、二、三具體的な例を申し上げますれば、今まで公団で、百二十キロにわたります水路、それからダム、ため池といったようなものをやっておりますが、従来の日本のやり方でございますが、角屋先生を前に置いて恐縮でございますが、必ず工合の悪い、地盤の悪いようなところは、くい打ちをしておつたのでございまして、ところが、当公団の仕事につきましては、全体におきまして一カ所もくい打ちをしてあるところはございませぬ。理屈は簡単なものだと思つて、結局、大きなものを作りますが、それだけのものは水路でございますが、土をかせます。そうしますと、下の土は、何万年、何十万年以來それだけの大きな重量を持つておつたから、それだけのせる力があるのだ、それをわざわざぐい打ちをする必要はない、土が悪ければいい土を置きかえればよろしい、こういうふうなことで、聞いてみれば何でもないことでございますが、これは一つの大きな日本の土木の革命であつたというふうな聞いておられます。

それから、また、水路でございますが、ごらんいただきましたように、非常に幅が広がりますが、コンクリートの厚さがわずかに十センチという薄いものでございまして、従来のやり方からすれば、もったのりを強くしまして、そうしてコンクリートもうんと要る、従って金もかかるということでございますが、用地の点では少し金はかかりますが、そういう点は、総合比較してみますと、比較にならないほど安くできた、こういったような水路のやり方も新しい一つの行き方であります。

それから、なお、昨日角屋先生の御質問で農林省との間にも何かあったやうに記憶しておりますが、ダムを作りまして、非常に基礎処理というようなものが大事なことは御承知の通りでございます。その基礎処理が、特にあつたようなロックフィル・ダムを作るといふような場合に、地盤が悪い。そのためにボーリングをやっておるわけでございますが、そのボーリングのやり方が非常に簡単にしてしかも能率の上がるやり方で、経費の節約になるというようなことを、向こうのボーリング専門家がずっとおりまして、実際にそれを実施いたしました。これなんかは、農業土木だけではなしに、電気の方の關係あるいは一般土木といったようなところからも技術者がたくさん見に参りまして、いずれもそれを取り入れておるといったような実情でございます。

それから、なお、従来の設計なんかでも、日本の設計でございますと、細部のところは大体現場にまかしておるといったような調子でございました。

が、ごく細部のところまで全部きめまして、結局、現場の人は正直にその通りやっておれば、特別に能力がすぐれていなくてもそれでやれる、一種の機械化でも申しますが、そういったようなことも新しい行き方でございます。申しますか、設計基準の点に寄与したといったようなことも聞いておるわけでございます。

以上、ごく簡単でございますが、さような数点をあげましては、御説明にかえさせていただきます。

○角屋委員 今伊藤理事からお話のように、牧尾橋のロックフィル・ダムあるいは兼山から取り入れたあとのトンネルのライニング、サイフォン、幹線水路の設計、その他各般の点について、今お話のような点ではいろいろわが国の農業土木の今後の発展のために貢献するところが相当あつたらうといふふうな私自身も判断をいたしております。

あるいは事業実施計画、あるいはまたそれぞれ関係者の意見書の提出の問題、その審査、それから、すべての事業実施計画の系統終了の告示、公団の豊川用水事業の開始、それぞれおげん立てがあるわけですが、今後の法律の処理に伴います。これからのおげん立ての問題について、公団側としてはどういうふうな御準備をなさつておられるか、簡単にけっこうです。から伺いたい。

○伊藤参考人 今角屋先生からおっしゃったようなそれぞれ準備が要るわけでございますが、内々準備のできるものは、農林省やなんかとタイ・アップいたしました。進めております。ただ、法律上どうしても要る期間となりますと、きのうもお話のありましたように七十五日かかりますが、これも、最後に農林大臣まで持っていく異議の申し立てというものがなければ、その辺ももっと短縮になりますので、かたがた、何とか予定されました八月一日に間に合うようにということをやっておりますが、場合によりまして、そういう点で多少足を出すということもあるかもしれないと存じております。

○角屋委員 公団のこれからのおげん立ての中で、これは当然農林大臣の事業基本計画というものが出されましたに基ついて、公団の事業実施計画というものが作成されるわけでありませうけれども、すでに豊川の場合は国営事業として発足しておる経緯もありまして、公団側では農林大臣の事業基本計画というふうなものが出される大体的構想というふうなものも予想して事業実施計画等についても準備を進められおられるかどうか、その辺のところは

いかがです。

○伊藤参考人 大体準備は進めております。

○角屋委員 かねて本委員会でも問題になった点ですが、公団の性格として、建設的な事業の性格と、それから、今後愛知用水事業の終了に伴う管理的な面、こういったところに力点を置かれて、実際に愛知用水事業完了に伴うところのこれからの仕上げ問題、たとえば管渠その他諸般の問題等については副次的にこれを取り扱っていく、こういう運営方針で今後いかれるつもりであるかどうか、浜口総裁の御意見を伺いたい。

○浜口参考人 管渠は公団のやることじゃないのでございます。公団といたしましては、管渠もそれぞれ国家並びに県の指導のもとに適切な管渠指導が行なわれて、愛知用水の水が有効に使われることをわれわれは希望しているわけでございます。

○角屋委員 私の聞かんとする意味は、いわゆる工事施行と管渠とは緊密な連繫を持つておるわけでありませうから、従つて、国、県あるいは試験研究機関でその問題を取り扱うにいたしまして、公団側としては、やはり、将来の管渠体制、これは畑灌あるいは水田その他各般の問題を含めて、そういう相互の意思統一のもとに工事施行、設計等がなされていくという意味でお尋ねしたのであります。公団の性格としてはやはり建設的な面、管理的な面という点に力点はありますけれども、管渠に対する配慮、これは日本農業のこれからの変貌の問題もありませんし、どうもそれぞれの地域において管渠がなされるのが結局

りっぱな成果を生んでいくかということとは、工事の設計、施行と関連があるという意味でお尋ねしたのであります。本来の性格については、それは今総裁からお答え願つた通りだろうと思ひます。

そこで、工事も大体愛知用水事業については仕上げ期に来ておるわけですが、私ども最近現地に参つておりましたので必ずしもつまびらかではありませんが、若間伝うるところでは、六月の通水期の場合に、場所によっては通水に支障が来るような地区が出るのじゃないか、スムーズに通水がなされるのじゃないか、幹線水路と支線水路との継ぎ目、あるいは支線水路とそれになが細支線とのつなぎ目、こういったふうな工事施行上の問題等から、百パーセントりっぱに通水できるのじゃなくて、場所的にはそういう通水に支障が来るようなところが生ずるのではないかと、これが若間伝えられておるわけですか。これは私は現地に参つておりませんから必ずしもつまびらかにしませんが、そういう心配の個所が今日予想できるかどうか、これは、公団、県あるいは土地改良区、これは直接現地にさられるわけですから、そういう心配はないのか、あるいはそういう心配もあるというふうなことがあるかどうか、その辺のことを一つお伺いしたいと思います。

○伊藤参考人 ただいま角屋先生のおっしゃった通りでありまして、全体の水を通すようにということで今やっておりますが、場所によりまして、よほどこれからがらばりませんと、あぶないというふうなところもたくさんござ

ございます。そういう点につきましては特に重点的に今いろいろと最後の仕上げの努力をいたしておるような次第でございます。

○角屋委員 公団側でそういう実情を認められたわけですから、県あるいは土地改良区もおそらくそういう実態に即して今やっておられることだろうと思ひまして、県、土地改良区側のお答えは省きたいと思ひます。

そこで、長期のこういう仕事をやっておる過程で、実際に死傷者がどの程度に出られたのか、これを参考までにお伺いしたいと思います。

○伊藤参考人 多少の相違はあるかもしれませんが、ダムにおきまして二十三名、それから、やはり水路関係におきまして二十数名、全部で四十数名、五十名弱と記憶いたしております。

○角屋委員 本事業の遂行過程で五十数名の尊い犠牲者が出られたというお話であります。この点は、公団の事業終了に伴ひまして、あるいはそういう工事現場における何といひますか碑の建設とか、あるいは、これは私この前の視察のときにも思いついた気持ちを話したのであります。やはり、この牧尾橋ダムあるいは兼山の取入口あるいは幹線水路の要点というふうなところは、これだけの大事業でありまして、あるいは、この事業の経過等を書いたそういう記念碑的なものを要点に作るという事は、次代の人々がそういう歴史を今後認識をしてやっ

ていく場合の非常に大きな教訓になるのではないかとお話をしたのであります。まあ簡単なことのようにすけれども、こういう問題についてもどういふふう

○同いしたいと思ひます。
○浜口参考人 角屋さんの御意見、まことにごもっともでございます。現に、牧尾堰堤につきましては、今月の二十八日に完工式をやります。完工式は午後一時半でございますが、午前十一時より犠牲者の遺族の方々を招きまして慰霊祭を取り行なひ、なお、ただいまおっしゃった領霊碑と申しますか、慰霊碑の文句は今ちょっと考え中でございますが、碑を建てることにはいたしております。また、水路の面におきましてもそれぞれ考えております。

○角屋委員 きのう丹羽先生からお話が出た問題でありますけれども、私も現地視察に行つて心配した点であります。幹線水路等において児童の危険防止という問題をよほど考えないという、やはり、モルタルのライニングもしてありますし、水が通水するようになると相当すべりましよう。また、流速についても通水期には傾斜の関係で相当な流速を持つてくる。こういうような諸般の点から、これは農地局長にも丹羽先生の方からお尋ねになりましたけれども、これらの問題はこまかいようでなかくなか一般の地元関係者から見れば大へん重要な問題だと思つて、あるいは場合によつては県側として、あるいは幹線水路等における危険防止というふうな問題について今後さらにどういふふうな補てんをされるのであるかということをお伺いしたいと思います。

○浜口参考人 危険防止の点につきましては、私も前から心を砕いておるものであります。たとえば県道とか町村道と水路が交差する地点、つまり、橋

でございますが、この四つのすみにさくを設ける、これはいたしておりません。それから、学校の近辺、つまり、児童が通るところは、網を張るなり、さくを作るなり、もうすでにやつたところもございまして、また、これからは地点なんかもそういう処置を講じます。なお、サイフォンの入口にはやはりさくを作りまして、人間が下に落ちて中にも吸込まれないようにこれもやつてございまして、また、人間が落ちたときにその付近に手をつかまつかはした上でおることのできるような設備もいたしております。

○伊藤参考人 私からもちよつと補足させていただきます。これは大へん大事な問題で、実は私も最初から非常に頭を悩ましていた問題でございます。それで、今総裁から説明をいたしました点等につきましては、それぞれ現場の事業所におきまして、地元、それから地方の警察ごとで作られております防犯協会でもって安全のこともやっておりますが、それから、学校、PTAといったような方面とそれぞれ連絡をいたしまして、現在のところではただいま申し上げましたようなこと

でございますが、むろんこれをもって満足とは考えておりませんので、なお今後ともできる限りそういったような点を充足して参りたい。なお、それには地元の町村でございますとかあるいは県の御協力も願わなければならぬと考へておりますが、昨日もその問題

まして地元側と一そういういろいろ御協議をいたしまして万全を期するようにと、現地の方へも言ったところでござい

○丹羽(兵)委員 ちよつと関連して、決して私はこの工事に対する批判的な態度でお尋ねしたり要望したりして

いるわけではないのです。ただいま角屋先生から、地元の者の要望する気持ちをほんとうによく理解して、昨日の私のお尋ねやら要望等にあわせてまた

やっていたらいたしたようなわけですが、この世紀的な、また感謝されるべき工事が、ちよつとした最後の事業の節約のために恨まれるような工事になっては

ならないと思つて、ただいま総裁の御答弁によると、県道の横断箇所だとか、あるいは学校付近とか、部落が密集しているところとか、サイフォンの取入口に対してはそういう施設をする、中にはすべり込んだ者がとまりついてよじ登るような方法も考慮しておる、こういうお話でございますが、当然それらのことはやっていたらだかなくてはいけません。きのうの農地局長の御答弁によりますと、残存工事費と申しますか、これが非常に少なくなつてきた、だから今後よく考へてみるというお話。これは公団としては食ひ違つたわけですが、ここにはつきりしておいていただきたいのは、工事中においてできた一部改正になって、主体が豊川の方へ参りまして、旧来の愛知用水関係が管理のみのものになりました。これはあくまで責任を持ってやつていただかないと、あの長い水路で、あの急勾配で、今角屋先生が言われましたよ

うに相当な流速、しかも水あかがつけばつるつるする。これが二百メートルも三百メートルも長かつたならば、行きつく先もない、すがりつく先がない。こういうことでは危険の上ないのです。だから、先ほど伊藤さんは技術指導についていい面を言われたが、私は、逆に、技術指導によつて非常な

間違った点があると思つて、それは、アメリカのような広い区域で、子供たちがどこでも遊ぶ場所がある、暑くなつて水を欲するときどこでも要求通りに水遊びができるという感覚であ

の設計がしてあると思つて、何となれば、都会の周辺で、あの開渠で、あの急勾配で、相当の速度で水が流れていくのにかかわらず、とまつて

よじ上るものもなければ、落ちることに対して危険の防止をさらにしてはいない。それで、今後できた上に、これは必ず悲しむべき現象が起きてくる。だから、しつかりやつておいていただ

かないと、感謝されるべきその工事が根みの工事になるおそれがある。そうして、これは取り返しがつかないので、私はもう一つ申し上げると、なるほど、学校の周辺とか、あるいは部落の密集しておるところとか、県道との踏み切り等で両四隅やるのは、これはあたりまえのことだと私は思つて、これからの子供たちが、行くのです。これからの子供たちが、行くのです。目の前に涼しい水が通れば、子供は寄りつくのです。寄りついて落ちたら死ぬよりほかに方法はあります。あそこへ寄りついて死んでおるとすべり込めば、もう死ぬ以外にない。それをしつかり一つ考慮していただかない。農林省の方は、残存工事がもうな

いと言われる。あなたの方では、ぼつぼつやる。さくの方はやっていない。それでは私も危険の上な上な十分なことをやるかやられないかというところを一つしっかり承けておきたいと思つて、せつかく角屋先生からお尋ねのところでありますが、私は地元で非常に痛切にそれを感じる。もし取り返しつかないようなことがあつて、その責任は一体だれが取るか。だれが取るにしたら、死んだ者の命は戻つてこないのですから、その点を一つ強くお願い申し、お考えをしていただきたいと思つたのです。

○伊藤参考人 私もさっきの御説明が舌足らずでありましたので恐縮でございますが、現在は、そういうふうな急所だけをとりあえずやります。それから、今後は、管理段階のものを含めまして、それを、できるだけ早い機会に、いろいろ地方の方とも御相談し、県や何かの応援も得まして、何とか心配のないようにしたい、こういうつもりで申し上げたのであります。おっしゃる通り、これは全く取り返しのつかない事態を生ずる問題でございますので、そういう点につきましては十分注意してやられて参りたいと思つた。

なお、さつき丹羽先生もおっしゃいました、アメリカとは事情が違うという問題でございますが、お説の通りでございます。内部的にはいろいろ議論になったことを聞いております。アメリカあたりでは、むしろさくをするとかえつて子供というものはさくに登りついたりして、危険を生ずることが

あるから、しない方がいいのだという議論も出たそうでございまして、これはアメリカと日本は違ひますが、これは私どもの方の技術者が押し切りまして、現在のところ非常に不十分ではございまして、現在の状況にまで来ておられるような次第であります。あわせて御説明申し上げます。

○丹羽(共)委員 せつかく角屋先生の御質問のときに関連して私が長くお尋ねすることは恐縮でございますが、重ねて要望だけおきます。どうか、私の申し上げ、また私が強くお願いしております。きょうもお願いしていただきます。そこで、きのうも言いましたように、愛知用水の幹線工事そのものの予算があるとかないとか、また、管理そのもので考えていくとかなんとかいうような責任のなすり合ひでゆつくり考えていくというふうなことで、六月の通水で、もう、あつてはなりません。あると考へなくてはならぬ。ところが、六月の通水になったときにおくれたというふうなことはないように予算の面でもよく公団と政府において考へていただく、この点はしっかりと考へていただくように重ねて私は要望しておきます。答弁の必要はありませんから、御納得いただけたら努力していただくようお願いしたいと思います。

○角屋委員 公団の職員の後身の振り方の問題であります。私どもの資料では、三月三十一日現在で職員が六百十八名、嘱託が三十四名、常勤労働者百十八名、編めて七百七十名というふうな承知しておるわけでありまして、公団の陣容は今後五百三十名というふうなことで、これがそれぞれ、本

省業務、愛知用水管理業務あるいは愛知用水残存工事の業務、さらに新しく許可されます豊川用水の建設業務というふうに分かれて参るといふふうな判断をしておるわけですね。従つて、豊川用水に入る人員の問題、それから、当然公団から他の方面にかつてもらわなければならぬ対象の人、たゞいまの公団総裁のお話ではない、また十分身の振り方がきまつていないやに話が出ましたけれども、これは二百数十名、そのうちで、国家公務員関係への復帰の希望、あるいはまた地方公務員関係の見込み、こういうふうなものにそれぞれ分かれて参ると思つていただけます。もう少しこの豊川用水の職員の受け入れとも関連して職員の後身の振り方の問題について具体的に話を願いたいのであります。

○伊藤参考人 角屋先生おっしゃいましたように、七百七十名というのが本年の初めの定員でございます。それで、現在では、逐次、事業が完成した部分、たとえて申しますと、牧尾ダムというごとき、人がだんだん要らなくなつた部分、そういうようなところからほかの方に転職を世話しておるわけでございますが、そのほか、また、そうでなく、地元採用の方で今適當な口があるからさつちの方へというふうなものもございまして、五月一日現在ではそれが七百七十二名になっております。結局七百七十名から七百七十二名に減つておるわけでありまして、現在まだ次々にやつておられます。近々行くのがまた数名もございまして、そういうふうな状況でございまして、実はいろいろと本人たちも迷つておる点があるわけ

けでございまして。たとえば、名古屋に居をかまえておられて、どうしても豊川の方に行つて仕事ができないというふうな家庭的な事情ではつきりきまつておるような人につきましては、あとの公団に残つてもいいです。あるいはまた名古屋でもって仕事を世話するといふことになるわけでございますが、そうではなく、あるいは県から来た、あるいは国から来たというふうな人たちにつきましては、県の方との話し合ひで県がとうとうといふような場合におきましても、あるいはどうも県へ帰るよりは今度は豊川ができれば豊川で思い切つてまた腕ふるつてみたいといふようなこともございまして、一人二人がそういうことを考へますと、またそれがみんなにやれば影響したりなんかいたしまして、今のところ、この人たちは、必ず県へ帰る、こつちは国へ帰るといふふうなことを必ずしもはつきりできないような情勢にございまして。ただ、全体といたしまして、さつき申し上げました差引二百四十名ばかりの人たちについて、今年じゅうに転職したり、あるいは就職のあつせん、あるいはまたもとへ復帰するといふような点につきましては、非常な努力が要りますし、また、いろいろな方面の御協力をいただかねばならぬと思つて、これは、できるもの、また、やらねばならぬ、かように考へておられます。

○角屋委員 県側の方にお伺いをしたいのであります。県の方から、愛知用水地域農業計画案、あるいは七つに分けまして愛知用水部落農業計画案、こういうものを資料としていただいておりますけれども、愛

知用水事業の受益地区の自然的条件あるいは農業関係、漁業関係を含めての諸条件、こういうふうなものを資料によつていろいろ判断をして参りますと、これから農業の変遷等も展望しながら官農の仕上げをやるということになかなか並み大抵のことではないように判断をいたしておるわけですが、基本方針として、主として農業方面におけるこれからの官農の指導の持っていく方というものをどういふふうな考へ方においてやられていかれようとするのか、その点、県側からまずお伺いしたいと思つた。

○松尾参考人 ただいまお示しのようにな、この官農指導ということはきつめて重大な問題であり、また、非常に新しい時代に対応しながらこの官農指導をやつていくという点でいろいろ問題もあるわけでございますが、県におきましては、当委員会からいろいろと御指導、御鞭撻を願ひまして、県といたしまして、先般お手元にお届けいたしましたようなそれぞれの官農計画を立て、また、地域全体としての官農計画と同時に、これは県が全体的に掌握して、また、現地には、いわゆる地方事務所単位なり郡単位と申しますか、そうした単位ごとにならぬように指導計画とか、同時に、その住民のそれぞれ組織を作り、また、町村、さらに末端に行つて各部落というふうな、一方では官農計画を持つと同時に、それを実施していきまます住民の組織を作り、末端には、それぞれ、末端下部組織といひますか、そうした官農組織まで持つて、そうした指導計画とこの指導の組織、また、県の職員はそれぞれ現地の職員を配置いたした

知用水事業の受益地区の自然的条件あるいは農業関係、漁業関係を含めての諸条件、こういうふうなものを資料によつていろいろ判断をして参りますと、これから農業の変遷等も展望しながら官農の仕上げをやるということになかなか並み大抵のことではないように判断をいたしておるわけですが、基本方針として、主として農業方面におけるこれからの官農の指導の持っていく方というものをどういふふうな考へ方においてやられていかれようとするのか、その点、県側からまずお伺いしたいと思つた。

まして、営農の万全を期しているわけ
でございます。当初は、愛知用水地
区も、食糧増産、いわゆる主食の増産
を主体にいろいろ考えられたわけでござ
います。現在の営農実態は次第に
果樹あるいは酪農ということに重点が
来ておりますので、これらの問題に対
処しまして、できるだけ新しい時代に
即応するような営農体制を作りまし
て、特にこの地区は、愛知用水の効果
を最大限に發揮いたします。ついて
は、いわゆる畑地灌漑ということが最
も重大な問題でございます。この畑
地灌漑につきましては、県といたしま
しても最も重点を置きまして、いろい
ろ試験地を作り、全体としましてそれ
ぞれ、その畑地灌漑の試験と同時に、こ
れを農民に実地において参加させてな
れさせるといふような考え方で、今後
営農の万全を期したいと思っております。ま
た、営農につきましては、特にあの地域
におきましては、将来工業が発展して
くるに伴いまして、いわゆる兼業化とい
うものも当然増大してくる。そういう
点から考えまして、あの地区におきま
しては、ある程度兼業化は当然の問題
として考えまして、しかもその兼業に
よっても収益が減少しないように共同
経営組織というものを十分取り入れま
して、今後営農体制の万全を期するよ
うに考えていきたいと考えているわけ
でございます。これは、しかし、實際
の問題になりますと、通水したその実
情に應じながら、逐次、県といたしま
しては、御指導も受けて、また現地農
民とも協力いたしまして万全を期して
いきたい、かように考えている次第で
ございます。

○角屋委員 これからの営農の問題は

たくさん問題点があるわけですから、
も、経営の拡大との関連の中で出て参
ります農地造成の部分の配分を一体ど
うしていくのか、こういう点について
ですが、県の資料によりまして、千五
百七十八ヘクタールの耕地造成のう
ち、百八十三戸の入植計画、それ以外
のものについては地元増反として経営
の拡大にこれを配分をする、しかも、
経営拡大の配分の対象としては、経営
規模七十から百アールの者に対して三
十ないし五十アール、場合によっては
二十ないし三十アールの配分を行な
う、百五十ないし二百アールの者に対
して十ないし三十アールの配分を行
なす、それぞれの対象農家戸数とし
て千六百、千二百、六百五十戸、こ
ういふものが資料として出されているわ
けでありますけれども、農地造成に伴
いますところの入植あるいは地元増反
の配分の考え方としては、こういう考
え方でいられるのであるかどうか。さ
らに、資料の中には、新規入植の百八十
三戸の問題については、牧尾ダムの上
設に伴う水没者を優先受け入れるとい
うような方針等についても書かれてい
るわけでありまして、どういふ
ふうな現況になっていくのか、こうい
う問題について県側の御意向、あるい
はこういう問題に対して土地改良区と
して御意見があれば、承っておきたい
と思っております。

愛知用水受益地の開拓地の配分の問

題につきましては、御案内のごとく、
愛知県におきましては、開拓審議会の
中の入植選定部会というものが定めら
れておりまして、これの入植選定の基
準によりまして配分を行なっているわ
けでございます。そこで、開拓地の配
分面積につきましては、その地帯の立
地条件とか、また農業経営の形態ある
いは資本力などの複雑な問題がござ
いますので、一がいにその面積も決定
いたしますことは非常に困難ではござ
います。しかしながら、愛知県におき
ます現在までの配分面積は、平均いた
しまして一・三ヘクタールを標準とい
たして行なっているわけでございます。た
だ、愛知用水の受益地の開拓地につ
きましては、昭和三十三年に愛知用水地区開
拓計画を策定されたのでございませ
ぬ、営農が逐次機械化の傾向がござ
います。このうち、自立農家の造成
のためには、また、従来の一・
三ヘクタールの面積を増加いたしま
してこれを一・五ヘクタールに大体き
めていられるわけでございます。この内訳
は、農業が一・四ヘクタール、宅地が
〇・一ヘクタール、合計いたしまして
一町五反と相なるわけでございます。
また、このうち〇・三ヘクタールな
いし〇・四ヘクタールは自給飯米確保
のためにこれを水田といたすこととい
たしておられるわけでございます。なお、
この自立経営のための家族の構成につ
きましては、労働力の重点配分とか、
また労働の能率向上等をこの入植選定
の基準要素といたしておられるわけ
でございます。また、開拓者のいわゆる資質
の向上を期しますためにも、御本人
に営農に専心いたしまする決意がある
かないかという点も選定の要件といた

以上が現在までの愛知県の入植選定
部会におきましての選定基準でござ
います。が、これは、劈頭申し上げま
したように、昭和三十三年に定められ
た方式でございまして、今日農業基本
法が打ち出されております現在、自立
いたしまして安定農家となりますた
めには、経営の面からいたしまして
また営農の技術的な点からいたしま
しても、従来の土地配分面積では経営規
模が小さいと考えるのでございま
す。今後の開拓にあたりましては、そ
の点を十分留意いたしまして配分計画
を樹立いたして参りたいと考えてお
る次第でございます。

なご、御質問のございました牧尾
ダム水没農家の方々の愛知県の受け入
れの状態でございますが、当初、愛知
県内に受け入れられますが、これらの方
方につきましては、愛知県といたしま
しては再三にわたりました県内の現地
の紹介を実施いたして参りました。そ
うして極力これがあつせん、努めて
参つたのでございまして、現実
は、当初のお申し出は百余戸でござ
いまして、それをはるかに下回る二十
四戸という数字に相なっております
わけでございます。この内訳につきま
しては、ほとんど豊橋開拓地におき
ましては、愛知用水受益地におきま
しては三好開拓地区に六戸入植をさ
れておられるわけでございます。しか
しながら、現在におきましては、い
ずれもこれらの入植の方々は営農を
全く軌道に乗せまして、他の開拓農家の模範とな

る営農状態でございまして、私ども非
常に喜んでおる次第でございます。

○角屋委員 愛知用水事業の基幹工
事は一応終了し、通水の段階にあるわ
けでありますように、今後農地整備
事業あるいは水田改良事業として団
体営なりあるいはまた非補助融資をも
つてやる部面というものの面積につ
いては相当な面積に上っております
わけでありまして、先ほど必要の中
でもお話がございましたけれども、私
ども現地に参りまして耕地の状態を
見ますと、これはやはり、愛知用水
が相当の大きな成果をあげるため
には、仕上げは今後に残されておる
のであります。従いまして、こうい
う耕地整備事業なりあるいはまた水
田の改良事業等に対する県側のこれ
からのやはり希望というふうなもの
について、この際一つ具体的にお話
しを願いたいと思っております。

○森山参事人 お答え申し上げます。
耕地整備事業につきましては、これ
は角屋先生御案内のごとく事業主体
は改良区でございまして、愛知県が
指導・監督するという立場に相な
るのでございまして、現在までの状
況につきましては、先ほど総務部長
がお答え申し上げました通り、土地
改良区で行なっております耕地整備
事業の総面積は三千七百町歩ござ
います。これらにつきましては、もう
ほとんど四月まで完了いたしてお
るわけでございます。その他、土地
改良の面にございまして、十分今後
農林省当局並びに公園と連絡を密
にいたしまして、所期の目的完遂に
努力いたして参りました。

的にどういふ計画のもとに今日来ておるかという点について、県並びに土地改良区の方から実情をお話し願いたいと思ひます。

○松尾参考人 このローテーション・ブロックのそれぞれの運営の問題でございますが、これは、現在は、どつちかと言いますと、試験的に、一定地区を作りまして、それぞれの地区におきまして約一ヘクタール程度の試験区を作つて、それぞれの地区の農民の参加を求めながら、同時に県においてもやり、できるだけこの実績が農民に浸透していくようにやつております。実際問題として、今後水が来てその作付統制とか水利統制とかいふものに、お示しのように非常に困難な問題があると思ひまして、県におきましても、各農家に畑地灌漑読本というような名称をつけまして畑地灌漑に対する農民としてとるべき資料も作つて、それをもつて講習をする、それと同時に、現地の指導に当たつております。県の普及員その他にも絶えず実際と理論と両方の面から数回繰り返して指導講習をやつておりまして、それらの方法を通し、また、各部落については部落座談会などを絶えず行なつて、この畑地灌漑、これは新しい農業形態でございまして、これを完全にいくよ

行つて、それに基づく實際計画を軌道に乗せていくというには相当困難を予想される問題もあると思ひますが、これにつきましましては、土地改良区とも十分協力をいたしたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○日高参考人 この問題につきましましては、土地改良区といたしましては、県の指導と相待ちまして、郡単位、町村単位、さらに部落単位に分けまして、愛知用水管農推進協議会というふうなものを作つて参りまして、部落単位で今後のローテーション・ブロックの改善の検討をただいまいたしつづつある状況でありまして、なお、さらに水系別にもこれを分けまして、目下水の参りま

すまでに一応の成案を得たいと思ひまして努力中でございます。

○角屋委員 愛知用水受益地区の状況から見て、臨海工業地帯の今後の進展等とらみ合つて、農地転用の動向といふものが非常に注目をされるわけでありまして、もちろん、この点については、昭和二十五年から三十四年の十年間に約三千三百ヘクタールの農地転用がなされておる、しかもこれが三十年以降急激な上昇傾向を示してきておるといふふうなことであります。

も、この機会に、受益地区方面における今後の農地転用の動向といふものについて、県側として、工場が地方に分散して設置されてくるのを見合つて、どういふ展望を少なくとも今後十年間において持つておられるか、この点一つ県側の方からお伺ひしたいと思ひます。

○松尾参考人 最近の愛知、名古屋を中心にして工業の発展というものは、御承知のように、きわめて目ざましいものでございまして、それに伴ひまして工場の増設もありませんが、私どもは、名古屋地区から知多半島にかけては、名古屋地区から知多半島にかけては、言いかえれば、海面の埋め立て造成を主体にして、ここに重化学工業を置く、そして、もちろんそれに関連

します住宅とかいふもので知多半島地方にも相当の農地壊滅が生ずるといふことも考えられます。しかし、工場そのものにつましましては、むしろいわゆる名古屋周辺よりはもう少し外に出ま

して、いわゆる衛星都市を中心に、岐阜、三重を一体としました後背地の開発を考え、こうしたことにより内陸地帯の工業地帯を造成していくという

ような基本的な考えで計画を進めておられますが、現在、内陸地帯の農地の壊滅が一体どういふふうになるか、十年後にはどれだけの壊滅を持つておられるか、現在正確な数字を持つておられますか、また、いろいろ推定もやつてお

りますが、われわれも自信のあるものを持つておりませんが、公平に見て、ただいまお示しの大体これまでの農地壊滅の趨勢が今後も続く、しかし、この愛知用水受益地区におきましては、やはり、いわゆる近郊農業地帯として非常に重要な地域でございまして、

われわれは、こうした近郊農業として適当な地域には工場が設置されるというところはできるだけ避けていきたいという気持を持つていますので、そういういわゆるこの知多半島の受益地区が工場化するということは、一般の想像よりは少ないと思つております。現在数字を持つておりますが、今後、調

査いたしましたので、できるだけ正確な方向づけをやつていく。そうした意味におきまして、現在、われわれも、従来地方計画を改定して、新地方計画というふうな形で、いろいろ専門家の御意見も承つて計画を進めておる途中でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○角屋委員 知多半島を中心にした愛知用水の受益地区の今後の産業の変遷がどうなるかといふことは、これはいろいろ条件があるわけですから、明確には判断できないと思ひます。けれども、かねて、愛知用水事業の問題と関連をして、基本計画の中で取り上げておる農業用水あるいは工業用水、水道用水の配分問題、特に当時東海製鉄の誘致問題等もからんで、今後のそういう新規の工場関係に対する工業用水

は一体どこから求めるのか、場合によつては矢作川のこれからの開発の問題、あるいは天白川の伏流水の活用問題、さらにはまた工場新設地域における地下水の利用、各般の問題が一応素材としては言われたわけでありませ

けれども、今後の工業の発展に伴う工業用水の総合計画というふうなもの

を、特にこの受益地区に焦点を合わせ

てどういふふうに見通して見通して

おられるか、この点をお伺ひいた

したい。

○松尾参考人 ただいまお示しの名古屋を中心といたしまして臨海工業地帯につきましましては、愛知用水の計画当時におきましては、まだ日本の工業の将来といふものに対する見通しもきわめて悲観的な状態にございまして、

御承知のように、われわれは、当時、愛知用水は総合開発事業としまして、

工業用水については秒間にしまして約一トン程度、年間二千八百万トン程度

のものを工業用水として計画し、一千七百万トン程度のものを上水道として計画したのが現在実施している計画でございまして、しかし、その後、日本の工業の発展に伴ひ、特に臨海工業地帯の発展ということが重大でございまして、名古屋南部地区におきまして東海製鉄の建設を中心にして、新しい埋め立て造成、並びにここに工場の進出が非常にわれわれの想像以上に進んでおります。われわれは、現在、名古屋南部のいわゆる臨海工業地帯の造成は、大

体昭和四十五年を目標にして現在検討中で、まだ最終計画はできておりませんが、一応われわれが考えております計画としては、昭和四十五年の工業開発として、名古屋南部で約四百三十九万坪の臨海工業地帯を造成したい、これに要します工業用水としては、大体日量にしまして五十万トンないし六十万トンを要するので、なお、このほかに、現在、知多半島東岸といひますか、いわゆる衣浦湾沿岸におきましても、最近非常に工場の進出希望が多くなりまして、ここにも臨海工業地帯の造成が進められておりまして、これは大体四十五年ごろまで二百二十七万坪ぐらいの造成ができるのではないかと、それに要します工業用水は、大体日量にしまして二十万トン程度のものかと存じます。これに對しまして、この名古屋南部につきましましては、工業用水は、現在の一トンのほかに、さらに約六トンぐらいの水が必要になる、かように考えておるわけにございまして、これにつきましましては、先ほどお願い

したとおり、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

お示しをいたしまして、

いたしたように、現在この水利、水源対策というものは最も重大でござい... 地元の側としても、それぞれの方面と協力... 現在、中部地建を中心にして、地元と三重県、岐阜県及び農地局、通産局というようなものが一緒になりまして、木曾三川の三川協議会というものを作りまして、ここでいろいろ水源計画を検討しております... これら工業地帯の発展並びに名古屋市等の都市用水の増加に対する対策、また、三重県、岐阜県等の工業用水、都市用水に対する計画、さらに農業用水との関連をいろいろ検討しておりますが、われわれの考えでは、今後これらの問題は木曾川の総合利水計画を推進することによって確保していきたい。そうして、この南部の用水については、現在、愛知用水の水路を、この兼山の取水条件を改善することによって、現在の取水量を増加することによってこの水を供給したいという考えで、いろいろ関係各県と協力して調査研究を進め、そうした方向で問題を進めておるわけでございます。もちろんこれは一気には実現できる問題ではございませんで、これについては、下流方面の農民の方々の立場も十分尊重し、また、関係各県の将来の利水事情というものを十分考えて、総合的に木曾、揖斐、長良三川を一体としまして、最も合理的に開発するということがこの問題を解決したいと思っております。ただ、われわれは、そうした点におきまして、現在の日本の実情から見て、この三川くらい水に恵まれている河川はございませんから、これを各方面が協力一致して開発したならば、これら

の問題は解決できるものだ、こういう確信を持っておるわけでございます。これが、これらにつきましては、しかし、地元のそれぞれの立場、関係の調整と同時に、国において非常な御援助を得なくちゃならぬ問題だと存じます。幸いにして、国においても水資源の開発については、いろいろ根本的な対策も立てられておるようでございます。そので、これらと関連し、今後の用水対策については格別な御配慮を願いたい、かように考えておる次第でございます。

○角屋委員 私がお尋ねいたしましたのは、矢作川の開発の水関係の評価、あるいは天白川の伏流水の評価、さらに知多半島方面における地下水の利用の数量、こういうものについては全然お触れにならなかったわけですが、これらの問題についての県の検討の経過は一体どういふことですか。

○松尾参考人 先ほどの答弁は不十分でございましたが、衣浦方面は原則として矢作川の開発によって供給したい。これは、現在中部地建におきまして実地調査をしまして、来年あるいは再来年ごろに事業に着手するという見通しで、現在現地で調査を進めておりますので、衣浦方面、いわゆる知多半島の東側の方面の工業用水、これは原則としてこの矢作川に依存したいという考えで今計画を進めております。

天白川その他につきましては、これも必急的な水量として使われて、現在におきましては、東海製鉄の操業が大体八月ということになっておりますので、それまでにはこの愛知用水の通水を見るということ、これによって

当初のわずかのものでもございすが補給は可能でございます。

地下水につきましては、現在東海製鉄の工事中の用水は地下水によってまかなっております。しかし、大局的に申しますと、知多半島自身には地下水の依存量というものはきわめて少ない、また、今後においてもそう期待できないという考えで、われわれは、今後の水は、いわゆる名古屋港沿岸におきましては主として木曾川に依存する、それから、衣浦方面につきましては矢作川に依存するという考えで計画を進めておる次第でございます。

○角屋委員 愛知用水の兼山からの水量の活用ということを相当に期待されておるようですが、これはかねて本委員会でも皆さん方を呼んだときにも相当に激論のあった点でありますけれども、今申された、いわゆる愛知用水の幹線水路を使い、兼山から非灌漑期に取る、あるいは、灌漑期でも、三十立米毎秒の満ばいの通水はやらないのだから、その面の余裕を活用するとかいうふうな希望が県側としてあったようでありまして、これら問題については、一体その後農林省あるいは公団、県側との間でどういふ話し合いが進んでおるのか、きょうは参考人が対象でありますから、公団側の方からこの問題に対する従来の経過についてざっくりばらんに話し合いを願いたいと思っております。

○伊藤参考人 ざっくりばらんに申し上げますと、この問題は私の方は受け身でございます。それで、結局、そういう水のお話し合いが各方面でできました場合、そしてまた私の方の現在の計画に支障がない限り、それには下の方に

ため池を作るといったようなことが要ると思うのであります。そういうようなことが充足されますれば、私の方としては余裕面を利用して通水するということについてはむしろ異存はございません。それによりましてさらに農民の負担が軽くなるということであればまことにけっこう、かように考えております。

○角屋委員 今の問題を伊藤さんはきわめて簡単にお答えになりましたが、これは、今後の推移に待たなければならぬ問題がはつきりすれば、さらにその時点で検討して取り上げたいと思っております。いざにいたしても、愛知用水事業の基本計画との関連ないしは知多半島方面における工業の今後の発展の推移と見合せて、工業用水の確保をどうするかということは大へん重要で、かつ、関係県、関係地域との総合的な関連においてはなかなかむずかしい問題を含んでおることは御承知の通りでありまして、これらの問題は、今日の時点でまだ明確にならないとすれば、そういう問題が明確になつた際に十分検討の上で取り上げたい、こういうふうな思っています。

本日は時間も午前中ということで制限をされておりました、特に愛知用水事業の基本工事の終了に伴う今後の実り多き成果を得るためにはどうするかという具体的な問題については詳細に触れて現地側の御意見を聞くいとまがなかったのはまことに残念でございますけれども、申し上げるまでもなく、愛知用水事業は、本省あるいは公団、県、土地改良区、それぞれの長い間の努力によって基本工事としては終了の

段階にきましたけれども、今後この仕上げという問題についてはさらに一そう御努力になって、真に愛知用水が実り多き成果を得るということによって、日本の農林関係を中心にした総合開発の大きなモデル地区になるように関係者の御努力をわずらわしいと思っております。そういう点で希望を最後に述べまして、私の質問を終わらしていただきます。

○田口(長)委員長代理 加藤清二君。○加藤(清)委員 この際、私も実はたくさんの質問を持っておりまして、角屋委員から詳細にわたって御質問がございましたので、私は簡単に要点だけをかいつまんでお尋ねいたしたいと思います。

愛知用水がいよいよ通水する、夢の用水がで上がるという点につきましては、この法案を生むところから苦勞しておりました者の一人として、同僚議員とともに喜び、かつ期待をしておる次第でございます。普通でいきますならば、必ず感謝の意味において神社がでけるのが例のようにございまして、愛知用水神社という神社ができてしかるべきだと思っております。にもかかわりませず、そういう声がいまだに出ていないという点は、先ほど来皆さんから御質問があり、お答えがありましておわかりの通り、まだ最終仕上げの段階において不十分な点があるのではないかと、もう一点は、受益者の方に不安と不満があるのではないかと、これを解消することが、仕上げをなされる、いよいよ通水するにあたって最も肝要なことだと思っております。愛知用水神社

愛知用水がいよいよ通水する、夢の用水がで上がるという点につきましては、この法案を生むところから苦勞しておりました者の一人として、同僚議員とともに喜び、かつ期待をしておる次第でございます。普通でいきますならば、必ず感謝の意味において神社がでけるのが例のようにございまして、愛知用水神社という神社ができてしかるべきだと思っております。にもかかわりませず、そういう声がいまだに出ていないという点は、先ほど来皆さんから御質問があり、お答えがありましておわかりの通り、まだ最終仕上げの段階において不十分な点があるのではないかと、もう一点は、受益者の方に不安と不満があるのではないかと、これを解消することが、仕上げをなされる、いよいよ通水するにあたって最も肝要なことだと思っております。愛知用水神社

もできて、ほんとうに孫末代、子々孫孫にわたってあがめられるような基礎をこの際作っていただきたい、かように思うわけでございます。

そこで、まず第一に、不安なり不満についてお尋ねしたいと存じます。地元農家の農民、特に受益者の中からいろいろな声が出ておりますけれども、そのうちの最たるものは一体何なのか、これは日高さんから承りたいと思っております。聞くところによりますと、いや、私が調査したところによってもございようございませぬが、あまりにも受益者の負担が多過ぎるではないかということ。そこで、一体受益者の負担は正確なところ目下の計算ではどう相なっているか。

農民の負担、飲料用水の料金、工業用水の料金、これ等については一つ具側から詳細にお答え願いたいのでございます。

○日高参考人 加藤先生の御質問の、地元農民の一番大きな不安と申しますか、不満は何かとお尋ねでございますが、かれこれ総合判断いたしますと、やはり、御指摘のように、将来かかって参ります負担金、これは維持・管理費を含めまして相当額になると思っておりますが、そうしたことに對する償還能力の問題だと思つて、どの程度が適正妥当であるかと申しますのは、やはり、今後の富農効果と申しますか、あるいは全般の農家の所得水準とらみ合わせて判断いたしますと、これは軽々に数字をただいま申し上げる段階でない、かように判断をいたしております。

なお、最近唱えられておりますよう

な所得倍増計画というようなことが農家にも及ぶべきであり、また、及ばなければならぬと思つておりますが、そうしたことを考えますと、少なくとも愛知用水発足当時の農家の考え方とただいまの考え方とは、やはり相当考え方の開きがあるのではないかと、うふうに思つてございませぬので、今後の富農のあり方とらみ合わせまして、負担の絶対的な数字と申しますことと同時に、負担の方法、償還の期限というふうなことを、先生方の御配慮で一つ善処していただきたい、かように思つてございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松尾参考人 農民負担の問題につきましては、先ほど角屋先生からお話もあり、また、今、日高理事長からのお話もありましたように、現在のところでは、大体反当り四万三千円という当初の計画通りにいきますが、まだ、その内容につきましても、先ほど申し上げましたように未決定になっております。これについては、今後できるだけ農民の負担がスムーズにいくように、この地元農民の富農指導とあわせて、土地改良区の方と十分協議して、県としても最善の努力をしていきたい、かように考えております。

それから、次に、工業用水と上水道の問題でございますが、当初われわれが計画いたしました際に、工業用水につきましても一番悲観的でございます。当時、当時の一般の意見で、工業用水を十分ではないのか、名古屋でそんな工業が伸びるわけがないじゃないかというの、実際に言いますと一般の多くの地元の意見でございませぬが、

その後、計画が進むにつれて、工業用水については、予想以上に名古屋の工業地帯が発展したというような事情もあり、また、工業用水につきましても、当初は計画されなかったのが、国から四分の一の補助金が出るというふうな関係もございまして、われわれが通産省の方とトン当たりの料金——これはネットでありませぬで契約水量でございますが、この契約水量で大体四円という線に計画したのが、全体としていろいろ料金の決定をする際に、償還を考へて、当初は、おそらくスタートにおいては半分程度しか供給できないという見通しでございませぬが、当初から満度に供給できるというふうな関係上、四円という数字で完全に償還できて経営できるという考えでおります。

ところが、上水道につきましては、われわれは、この水道におきまして、一方水道という一つの部局で事業はやっておりますが、工業用水と上水道は全部体系を分けて、当初から別途の経理をやっておるのであります。上水道につきましても、当初計画しまして、われわれは需要の点についてはむしろ当初からあまり悲観もしてございませぬし、現在におきましてもきわめて希望は多いわけでございませぬ。であります。何分にも、この地帯は、本格的ないわゆる上水道を引くとすると非常にむずかしい土地でございまして、上水道を本格的にするのは、大体大都市ないしは密集地帯というものを対象にして水道というものは計画されるわけでございますが、私どもは、知多半島のような水の乏しい土地には、どんなに無理があつてもこの機会に水道の

水を飲んでいただくような態勢をとつていきたい、従つて、コストの面は多少無理になつても、南部一帯まで、師崎まで水道をやりたい、しかも、これはできるだけ安全に、将来永久的なものでございませぬから、完全な水道を作りたいという考えでいろいろ設計を進めてございまして、また、地元側からも、当時はこういうへんびな部落には水道を持っていくのはちよつと無理じゃないかという村まで、少しづつ高くなつても仕方ないからぜひ持ってきてくれという意向もございまして、いろいろやりやりましたが、愛知用水の幹線水路の当初の位置というものが変更になつた、あるいは供給地の範囲、あるいは建設費自身も物価の値上がり等を見まして、当初われわれが計画いたしました当時より、上水道の方は約四割程度全体的に工事費がかさんでございます。そうした点から言いますと、この料金の決定について、御承知のように、われわれは、大体県の卸売は十五、六円、それに町村の費用その他考へて大体二十四、五円から三十円の範囲でもつてなるべくならば水道料金はおさめたいという考えで当初考へましたが、今申しましたように、その後のいろいろの経費の増加を考へまして、償還という問題でございませぬ、どうしても当初の計画でございませぬ。それで、本年の予算のときにもいろいろ水道当局とわれわれ財政の方面とで検討して、県においてもできるだけの一般会計から当分の間は支出もある程度やるという方針で、大体現在卸売に於いてはトン当たり二十一円という考え方で決定いたしました。また、町村の料金は、これは町村の実態によりまして

非常に違ひまして、密集地帯は割合に町村の費用がかかりませぬ。そうした点で、安いののは三十円以下のもありますが、大体三十円ないし四十円ぐらゐに現在末端料金なるものではないか。それにつきましても、個々の町村の料金は最終的にはまだ決定していません。まあ、こうした点で水道料金については当初の予定よりはる程度高くなつておりますが、しかし、これは考えようの問題で、とにかく月十トンといたしましては三百円ないし四百円という負担で、知多半島のあの現在水に不便しておるところにこの水道が入りますれば、これはきわめて必要なことだと思ひまして、できるだけ町村ともよく協力しまして無理のないように今後経営していきたい、かように考えておりますので、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○加藤(清)委員 農民の負担が四万三千円である、これは高過ぎる、これではとても払い切れない、どなたから承つても答えは一致しておるのでございませぬ。当初この法律が生まれるところに審議いたしました場合は、これは大体三万六千円程度でございませぬ。それが四万三千円とはね上がつていた。この理由については別に私承らうとは思ひませぬけれども、幾ら四万円が五万円になつても、問題は、先ほど日高さんがおっしゃいましたように、富農が進歩することによって利潤がふえ、税金その他の必要諸経費を引いてなお愛知用水にこれだけを支弁する能力ができればけっこうでございます。お米を作つて、それで木曾のお水のおかげで反当り七俵が十俵にふえたと

いうならば、これは所得もふえ、支払能力もできるでございませうけれども、このままではどういそよけな宮農進歩によるところの増収は、試験所の発表を聞きましてもなかなか困難なようございませう。従いまして、これは農林部におかれましては、ぜひ一つ御検討を願いたいと思ひます。この問題は皆さんに質問する問題ではなくして、いずれわれわれ自身が国会において論議をし、農民の負担にたえるようにしなければならぬ問題だとは心得ておりますけれども、それにいたしまして、同じ木曾の水が流れて参りまして、名古屋の水道料金は十円、同じ愛知用水が流れて参りまして、同じ時期にできた水が、工業用水に回ると四円、飲料用水に回るとこれが四十円の余になる、こういうことになりまして、工業用水その他の補助金等々の理由のいかんを問わず、これは地元民としては不公平ではないかというそしりが出るのはごもっともだと思ふのです。と同時に、同じ飲料用水にいたしまして、すでに知多半島で、厚生省の補助によって、また県の御努力によって簡易水道が行なわれているわけでありませう。これは、一月月十立米程度を使いまして百円の掛り金を出せば、十分に黒字経営ができているところが多いのでございませう。そうなりましてした場合に、もし四十円の水を十立米使えば四百円に相なるわけです。五十円から六十円程度で来ていたのが、愛知用水を作ることによってまさに十倍になるわけです。ところが、町村といったしましては、簡易水道によるところの既得権を喪失させるわけには参りませぬ。そういうことで、町村

会議員や町村の行政指導者の方々は非常に苦慮をしておられるわけでございます。従いまして、県におかれても、公団におかれても、ぜひ一つこの点に御留意していただきまして、でき得る限りこの負担を軽減するというところに御努力が願ひたい、この点はかまやかに希望だけを申し述べて、次へ移りたいと存じます。

先ほど、用水とか治水工事が行なわれれば大いにお官さんができるといふことを申し上げましたが、これは、その業に当たった人の偉業をたたえるために、感謝のために行なわれるはずなんです。ところが、聞くところによりまして、せっかくくりっばに公団の工事が仕上がった、そうしたら、これはとたん首を切られる、こういう話を聞いておりましたが、もしそれが事実であるとしたら、大へんなことじゃなからうか。かたて木曾川の治水をやっ

て首を切られた人がございませう。これはお殿様の金を使い過ぎた責任を感じて腹を切ったのでございませうけれども、これは徳川の悪政のしからしむるゆえんである。お城の抜け穴を作ったおかげで、ついにその人はお城から再び出ることができずに冥途に行つてしまつたといふことを聞きますが、これは封建時代の話です。そこで、首切りが行なわれると聞きますが、一体それは何人程度行なわれるのであるか、と同時に、その理由が、本人の希望であるのか、あるいはこの事業量が少なくなるがゆえにやむなく切らなければならぬのであるか、その点だけを一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○伊藤参考人 私からお答えするのが適當であるかどうか存じませんが、一

応申し上げませう。首切りといふことを言われるとえらく響きが悪いのでございませうが、先生がさっきおっしゃいましたように、事業量が減ることによりまして転職をしなければならぬといふこととございませう。しかし、いづれも愛知用水公団に在職いたしましてつぱに腕を上げた人でございませうので、それぞれしかるべき方面にりっばな転職先を見つけて行つてもらうといふこととございませう。

○加藤(清)委員 豊川用水をやられてそこへ全員収容されるといふならば問題はございませぬ。これは次に行なわれる治水、利水公団との関連がございませうのであえてお尋ねするわけですが、首切り、転退職は、別にその方々の個人の有する原因ではなくして、その原因は事業量の減少であつた、こういうこととございませうか。

○伊藤参考人 事業量の減少といふこともございませうけれども、現実の問題といたしまして、愛知用水に名古屋を中心にしていろいろ現場におられますけれども、事の性質上やはり新しいところで仕事をせねばいかぬわけとございませう。かりに人数的には全員行ける庭の事情その他がありまして、新しいところに行けないといふ人もございませう。現在のところいろいろ仕事を引上げて上げなければいけませんし、そういうために、大部分の人はせつかりつぱな腕を持っておるから活用したい、活用してやろうといふことで、ただいま御審議いただいておりますような改正法が出ておるわけとございませう。

○加藤(清)委員 私は、転退職、首切り

り等が発生した原因を探求しておるのにはございませぬ。なぜ首切り、転退職が行なわれるか、これだけでございませぬ。だから、その責任の所在がどこにあるか、それをどうしようといふこととお尋ねしておるのではないのです。今の伊藤さんのお答えによりますと、勤務地が変わる、そこで通勤に困難であるといふことですね。

○伊藤参考人 そういう面もございませぬ。

○加藤(清)委員 それだけでございませぬ。それとも、私が察するに、愛知用水公団の事業量と豊川用水工事の事業量との相違が一番大きい原因ではないかと思ふのでございませうか。

○伊藤参考人 両方とございませぬ。

○加藤(清)委員 あとは政府にお尋ねすることといたしますが、首切り、転退職が行なわれても、これは愛知用水の理事者側あるいは愛知県庁の責任であるなどとは私はつゆさら考えておりませぬ。

もう一つ、今度は公団側はやや責任があるのではないかと思ふ問題一點をお尋ねしまして私の質問を終わりたいと思ひます。それは、先ほど同僚委員の角屋さんからもあるいは丹羽先生からもお尋ねのあつた危険防止の問題でございませうが、浜口総裁の御答弁では満足ができません。なぜかならば、浜口総裁の御答弁によりますと、その前から心を砕いてこの危険防止に努力した、こういうお話でございませう。これはごもっともなことでございませう。けれども、それは落ちてる危険防止ばかりでございませぬ。落ちないような危険防止ということが全然

行なわれていない。落ちてからもなお、先ほど丹羽先生からお話のございました通り、毎秒三十トンの水が流れるといつたしました場合においては、かりにこれが横断面が三平方メートルのあったとしたとしても十メートルの水速があるわけとございませぬ。そこへ子供が落ちた場合に、はたしてつかまることができかねないか、あるいはサイホフオンの入口には網があると

おっしゃいますけれども、そこへ行くまでに死亡してしまふのではないかと、こういう心配があるわけとございませぬ。特に、その土手の上が道路になるわけです。道路の横が水路、これがオープンになっていて、さくも何にもない。これでは、学童ならずともおとなでも、たまには落ちることがあるか

きましては、母親の心配が非常に大きいのです。そこで、でき得る限りの危険防止の設備と、それから周辺の幼児あるいは学童等の訓練と申しませう。しょうか、そういうことが必要になつてくると思ふわけとございませぬ。そこで、公団側としまして設備費があるかないかが問題に相なりますけれども、これは設備費のあるなしの問題ではない。命にかかわる問題でございませぬ。従つて、少なくとも人家密集地帯のさくなり金網なりだけは、アメリカ

の流の考え方である、日本の子供を救うにはさくを設けるべきである、かように思ひます。と同時に、幼稚園とか学校とか防犯協会等々と連絡をとられまして、通水する前に予備訓練をなさる必要があるのではないか。死人が出てしまつてからでは手おくれとございませぬ。

ので、ぜひ、この点御検討の上、死人
が発生しないようにしていただきたい
い。首切りもいけません、幼児の命
を断つということはもつと避けなけれ
ばならぬ問題だと思つうわけございま
す。これについて御見解を承りたい。

○伊藤参考人 今加藤先生の仰せ、一
一ごもっともでございます。先ほど来
角屋、丹羽両先生に対してお答え申し
上げ、また、御要望もございましたよ
うに、私どもといたしましても、早急
に何とか一つ万全の策をとりたい、か
ように考えております。

○田口(長)委員長代理 参考人各位に
おかれましては御多用中にもかかわらず、本案審査のため有益なる御意見を
お述べいただき、まことにありがとうございます。
ございました。厚くお礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らな
かった〕

昭和三十六年五月二十五日印刷

昭和三十六年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局